MIZUHO

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス (第693号)

2023 年 12 月 19 日 | みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザリー部

~政策関連~

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

■ 注目トピックス

国務院、上海自由貿易試験区の開放拡大に向けた全体方案を公表

国務院は2023年12月7日、上海自由貿易試験区の開放拡大に向けた全体方案となる、『国際高水準の経済・貿易ルールに合わせて、中国(上海)自由貿易試験区の高水準の制度開放を推進する総体方案』を、公表しました。全体方案は、サービス貿易の開放拡大や、貨物貿易の利便性向上、高水準のデジタル貿易ルールの先行導入、知的財産権の保護強化、政府調達分野と国内管理制度の改革推進など7項目80措置を示しました。内容は産業や貿易、金融、デジタルエコノミーなどの分野にわたっています。今回の方案は国務院が11月に公表した北京市のサービス業対外開放の更なる拡大に向けた活動方案と同じ、CPTPP(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)、デジタル貿易協定DEPAなどの国際ルールに照準を合わせたものです。

■ 直近の重要政策

産業政策

- ✓ カーボンフットプリント管理システムの構築加速に関する国家発展改革委等の意見 (国家発展改革委員会など、11/24)
- ✓ 第1陣の炭素排出ピークアウト試行地域リストの公表に関する国家発展改革委員会弁公庁の通知 (国家発展改革委員会、12/6)





■ 注目トピックス

国務院、上海自由貿易試験区の開放拡大に向けた全体方案を公表

国務院は2023年12月7日、上海自由貿易試験区の開放拡大に向けた全体方案となる、『国際高水準の経済・貿易ルールに合わせて、中国(上海)自由貿易試験区の高水準の制度開放を推進する総体方案』「以下、全体方案)を公表しました。全体方案は、サービス貿易の開放拡大や、貨物貿易の利便性向上、高水準のデジタル貿易ルールの先行導入、知的財産権の保護強化、政府調達分野と国内管理制度の改革推進など7項目80措置を示しました。内容は産業や貿易、金融、デジタルエコノミーなどの分野にわたっています。全体方案の主な内容については、以下図表1をご参照ください。全体方案は国務院が11月に公表した北京市のサービス業対外開放の更なる拡大に向けた活動方案と同じ、CPTPP(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)、デジタル貿易協定 DEPA などの国際ルールに照準を合わせたものです。

商務部の部長補佐唐文弘氏は 8 日の会見で、「商務部は今後、上海市政府及び関係部門とともに、関連政 策措置を着実に実行し、他地域に活用可能なノウハウと経験を積み重ねていく」と述べました。

【図表 1】全体方案の主な内容

項目	分野	主な内容
①サービス貿易の開放拡大	金融サス	 ➤ 金融機関及び決済サービス提供者が電子決済システムの国際標準を公表し、デジタル ID のクロスボーダー認証と識別を展開することを奨励する。法令規則に基づいた海外電子決済事業者の参入を支持する。電子決済の監督管理機関は関連法令規則を遅滞なく公表しなければならない(第1条)。 ▶ データ越境移転規制の枠組みの下で、金融機関が日常業務に必要なデータを海外に送信することを認める。金融データの越境移転に係る場合、監督管理部門は国家安全と健全性の確保原則に基づき監督管理措置をとることができ、重要データと個人情報の安全性を確保する(第2条)。 ▶ フィンテック分野での国際協力を深め、金融機関によるクロスボーダー資産運用業務の展開を便利にし、オフショアで設立されたファンドのオンショア運用、時価評価などのサービスを提供する。 ▶ デジタル人民元の応用試行を段階的に推進し、貿易分野におけるデジタル人民元の応用シーンを模索する。 ▶ アジタル人民元の応用試行を段階的に推進し、貿易分野における非居住者に対するMKAファイナンス関連規制の緩和を慎重に検討する(第3条)。 ▶ 多国籍企業のクロスボーダー資金集中管理(プーリング業務)政策を最適化し、多国籍企業のクロスボーダー資金集中管理(プーリング業務)政策を最適化し、多国籍企業のクロスボーダー資金集中管理(プーリング業務)政策を最適化し、多国籍企業する。保険資金による区内の取引所経由で金などのコモディティへの投資を支持する(第4条)。 ▶ FT(自由貿易)口座システムの機能高度化により、上海自由貿易試験区(以下、上海自貿区)と域外の間で資金の自由移動を実現する(第5条)。 ▶ 条件を満たすアセットマネジメント会社(金融資産管理会社、ファンド管理会社、地方資産管理会社を含まず)によるABS 越境譲渡業務の展開、ファイナンスリース資産の越境譲渡と人民元建て決済の実施を検討する(第6条)。
	通信サ ービス	 ▶ 通信キャリアは品質と信頼性に影響を与えないことを前提に、法令規則に基づき携帯電話番号(IoT機器向け電話番号を含まず)を変えずにキャリアを変更する携帯乗り換えサービスを遅滞なく提供する(第7条)。 ▶ 法令規則と業界管理要求を遵守することを前提に、通信キャリアは移動体通信インフラ提供業務2の更なる整備を行い、料金を妥当な水準に設定し、差別的条件を設けない(第8条)。

¹ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

https://www.gov.cn/zhengce/content/202312/content_6918913.htm

² 通信キャリアが仮想移動体通信事業者 (MVNO、Mobile Virtual Network Operator) に対し、回線網などの通信インフラを提供することで、MVNO は通信インフラのメンテナンスを行わずに、自ら顧客向け通信サービスを提供できるビジネスモデル。

【図表 1】全体方案の主な内容(続き)

頂日	分野	主な内容
項目	刀封	11.00
②貨の向上質便	特定貨 物輸入	 条件を満たす域外から一時的に上海自貿区の税関特殊監督管理区域に搬入し、保守を行った貨物に対し、保税メンテナンスの実施を認め、再び搬出する場合は関税を免除する。搬出せず、国内販売に転換する場合は規定に基づき、関税を課さなければならない(第9条)。 ▶上海自貿区に登記した輸入代理店がワインや蒸留酒を区内に輸入する場合、貿易商が容器やラベル、包装に中国語訳の商標名や賞味期限などを表記することを免除する。包装、容器の問題もしくは腐りやすい成分の添加により、上述の期日が消費者の予想より短い場合、貿易商はそれを表記しなければならない(第10条)。 ▶上海自貿区に医療機器を輸入し、かつ海外登録者または届出者が指定した国内代理人の所在地が区内にある場合、国内代理人はその医療機器を販売、提供する前に税関特殊監督管理区域内で規定に基づき、中国語ラベルもしくはサブラベルを貼らことができる。中国語のラベルもしくはサブラベルを貼り付ける場合、所在地の薬品監督管理部門に報告し、監督管理を受けなければならない(第11条)。
	商用暗 号製品 の管理	 ▶ 商用暗号輸入許可リストに記載されたものを除き、国家安全、社会公益に係わらない商用暗号製品の輸入には、制限措置を講じない(第12条)。 ▶ 国家安全、社会公益に係わる場合を除き、商用暗号製品の製造、販売、流通、輸入、使用に対し、専有暗号情報を取得するために国内企業との連携または特定暗号アルゴリズムの使用などを求める規則及び適正評価手続きを制定、実施しない(第13条)。 ▶ 国家安全、経済民生、社会公益に係わる商用暗号製品は、資格を有する商用暗号検査、認証機関により合格を認証されて初めて、販売、提供することが可能になる(第14条)
	通関の円滑化	 ▶ 域外から発航し、洋山特殊総合保税区で、積み替え、仕分け、集荷を経てから域外に輸送する中継貨物に対し、検査は実施しない(別途規定がある場合を除く)(第15条)。 ▶ 上海自貿区に輸入した貨物について、域外輸出者もしくは生産者が区内の代理人を通じて所在地の税関に事前裁定を申請することを認める(第16条)。 ▶ 海外で要求を満たす検疫処理を経た特定品目の輸入貨物に対し、国内の検疫措置を簡素化する(第17条)。 ▶ 海外の利益関係者が法に基づき上海自貿区の関連標準の策定・改定に平等に参加することを支持する。法により秘密にしなければならない場合を除き、上海自貿区は地方性規則を制定する際、草案及びその説明などのパブリックコメントを実施しなければならない。意見公募の実施期間は通常60日以上とする。重要な文書は同時に外国語訳版を提供することを奨励する(第18条)。 ▶ データの安全性を確保することを前提に、上海の国際貿易における「単一窓口」での対応が可能なデータ越境移転システムの構築を支持する。国際共通標準などを採用し、システムの整合性と操作性を向上させる(第19条)。 ▶ 洋山港において自動運転実証実験の専用道路を建設する(第20条)。 ▶ 洋山港において自動運転実証実験の専用道路を建設する(第20条)。 ▶ 洋山特殊総合保税区で区港一体化管理を試験的に展開し、港区で物流と加工の展開を認め、貨物の保管期間の制限を撤廃する。監督管理の要件を満たすことを前提に、外高橋港区、浦東国際空港など上海その他の港を経由して洋山特殊総合保税区に搬出入する貨物には、通関迅速化制度³を適用する(第21条)。
	税関の 法執行	 ▶経営主体が法に基づき税関に提出した秘密情報(情報提供者の競争力を損なう可能性のある情報を含む)について、上海自貿区は、経営主体の授権なしの情報公開を防止するよう関連制度を設ける(第22条)。 ▶輸出入した権利侵害行為の疑いがある模倣品・海賊版に対し、税関は水際措置をとる。中継輸入した模倣品・海賊版に対し、税関はその情報を貨物輸出先国の税関に通報することが可能である(第23条)。

³ 通関申告が不要、自己声明で通関できる制度。貨物検査の必要がなく、企業の信用履歴が良好であり、税関システムとの接続により、税関が企業の倉庫情報をリアルタイムに把握できるなどの要件を満たさなければならない。同制度の導入範囲は今回で、これまでの臨港新エリアからエリア以外の港まで拡大する。

【図表 1】全体方案の主な内容(続き)

項目	分野	主な内容
③のルー行導の人	データ 越境移 転	 分級・分類のデータ保護制度に基づき、重要データ目録の先行策定を支持する。 データ越境移転の安全性確保と、データ移転の円滑化が両立できるメカニズムの 構築を模索する(第 25 条)。 インターネット管理制度を遵守することを前提に、利用者はネットワークに損害 を与えない端末設備を使用してインターネットにアクセスし、関連サービスとア プリケーションを利用することが可能である(第 26 条)。 データ安全管理認証制度を実施し、企業が認証の実施を通じてデータ安全管理能 力とレベルを向上させるよう促す(第 27 条)。
	デジタ が 放 所 の 応 用	 ▶ 上海自貿区が国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL) の MLETR (Model law on Electronic Transferable Records、電子的転送可能記録のためのモデル法)を参考にし、電子船荷証券、電子倉庫証券などの電子手形の応用を推進することを支持する(第28条)。 ▶ 電子インボイスの相互運用を進め、電子インボイス関連インフラの整備をサポートする(第29条)。 ▶ 国際標準に合わせたデジタル ID 認証制度の整備や、デジタル ID 相互運用の試行、ルール・標準整備や技術手段などをめぐる国際協力を展開する(第30条)。 ▶ 国際的な経験を鑑み、AI (人工知能) 技術に係る倫理道徳と管理の枠組みを確立する。AI 倫理専門家諮問機関の設立を支持する。AI 倫理規範のガイドラインを制定する(第31条)。 ▶ AI 技術の信頼性、安全性、責任のある利用を支持する。AI 医療機器の応用審査承認手続きを最適化し、新医療機器の特別審査段階に入った AI 医療機器の審査承認を加速する。外資企業による AI 活用の新薬の研究開発などの分野への参入方法と要件を整備する。 ▶ 安全を保障することを前提に、高速道路と高架道路における高度自動運転車両の走行試験と実証展開を模索し、ICV の商業化応用を加速する(第32条)。 ▶ 健全なデータ共有メカニズムを確立し、企業が法令規則に基づきデータを共有す
	デのと管理	 ▶ となり、サスペックではなり、企業が広り焼酎に基づらりできます。 ▶ 国際的なオープンソース推進機関の設置を支援し、世界のオープンソースシステムの整備に参加する。 ▶ データ取引サービスの展開模素を支持し、取引フローを中心としたデータ取引と流通の重要インフラの整備、データ要素流通のプラットフォームの構築に取り組み、データ、ソフトウェア資産登記証憑の標準と規則を制定する(第33条)。 ▶ 政府データの公開範囲を拡大し、公開データの入手と使用方法を明確にし、公開データ集の目録を公表する。公開データの開発利用を模素し、データ集をベースとした製品及びサービスの開発を奨励する(第34条)。 ▶ DX 化中小企業の対話会を開催し、中小企業間の連携とデジタル化の発展を促進する。中小企業が関連プラットフォーム、デジタルツールなどを利用して政府調達に参加することを支持する(第35条)。 ▶ 国内外機関の協力を推進し、中小企業がデジタルエコノミー分野に参入する情報交流プラットフォームを構築する。デジタル・インクルージョンに関する国際協力の展開を支援し、デジタルエコノミーの持続可能な発展の成果とベストプラクティスを共有する(第36条)。 ▶ スパムに対する監督管理を強化し、監督管理技術の応用と国際協力を強める(第37条)。 ▶ デジタルエコノミーにおける平等な競争に対する常態化した監督管理制度の健全化を行い、デジタル市場の競争政策とベストプラクティスを公表し、競争政策の情報と経験の国際交流を促進し、政策制定と法執行能力育成の訓練を展開する(第38条)。

【図表 1】全体方案の主な内容(続き)

項目	分野	主な内容
④知的財 産権の保 護強化	商標及 び地理 的表示	 ▶上海自貿区内の経営主体が商標登録出願を提出する場合、主管部門は商標登録公告と予備査定公告に製品・サービスの名称を明記し、ニース国際分類に基づき項目分けをしなければならない(第39条)。 ▶国外の地理的表示(意訳、音訳もしくは字訳を含む)が中国で保護を獲得した法的手段を十分に公開し、異議申立ての取り扱い及び抹消関連規定を明確にする(第40条)。
	特許	▶ 特許行政部門が発明特許出願について 18 カ月を経過しても審査決定をしない場合は、特許出願情報を公表しなければならない。予備審査を経て関連要求を満たさない、または更なる審査が必要な場合、理由を説明しなければならない。特許行政部門は申請により出願結果を早期に公表することが可能である(第 42 条)。 ▶ 中国本土での市販が許可された新農業化学品の未公表実験データなどを保護する。当該化学品は中国本土で別の特許保護期間が先に満了になるとしても、当該データの保護期間に応じて保護を与えなければならない(第 43 条)。
	行政監 督と 法保護	 ▶ 法執行と権利者に対する法的保護を強化し、市場規模を有し、以下のラベルもしくは包装を故意に使用する行為を規範化する。◇授権されずラベル、包装にすでに中国本土で登録された商標と同一または区別できない商標を使用する。◇商取引の過程でラベル、包装を商品・サービスに使用することを意図し、当該商品・サービスがすでに中国本土で商標登録されている商品・サービスと同一である(第44条)。 ▶ 営利目的で、授権されず映画館で上映中に映画作品を複製し、かつ権利者に重大な損害を与えた行為について、法執行と権利者に対する法的保護を強化する(第45条)。 ▶ 営業秘密保護制度を更に整備し、営業秘密権利者に全面的な法的救済手段を提供する。以下の営業秘密を侵害し、かつ情状が重大である行為に対し、法執行と権利者に対する法的保護を強化する。◇授権されずコンピュータシステムにある営業秘密を取得する。◇営業秘密の無断盗用・開示(コンピュータシステムを使用して上記の行為を行うことを含む)(第46条)。
⑤政府調 達分野の 改革推進	調達手	 ▶上海自貿区において、政府機関、事業団体、団体組織と指定されたその他の調達者が、職務遂行または公共サービスの提供のため、契約方式で貨物、工事とサービスを取得し、BOT (建設・運営・移転)契約と公共工事請負契約を締結することは、本方案の関連規定を適用する(国家安全と国家秘密に係るプロジェクトを除く)(第47条)。 ▶上海自貿区で行われた政府調達は通常、公開入札を実行しなければならない。以下の場合は、限定入札を採用することが可能である。◇応札なしまたは有効応札なし、適格なサプライヤーなし、談合入札がある。◇特定のサプライヤーしか提供できない。◇技術上の一貫性を維持する、または調達手続きの再実施を避けるために、元の調達品を追加購入する。◇示訓の緊急事態が発生すれば、他のサプライヤーから調達できないなど(第48条)。 ▶政府調達が選択入札を採用する場合、調達者は調達者情報、調達説明、資格要求などの詳細情報を記載した資格予備審査公告を公表し、サプライヤーに資格予備審査申請書類の提出を求めなければならない。調達者は限定数量の適格応札者を選択する意図がある場合、選択基準と数量制限を説明する必要がある(第49条)。 ▶政府調達が公募入札を実施する場合、調達者は関連情報を事前に公表しなければならない。200万元以上の製品・サービスもしくは5,000万元以上の工事を購入する場合、調達者は資格予備審査申請書類を提出する最終日を設定しなければならず、その期間は通常、資格予備審査書類の発送日から25日以上、緊急の場合は10日以上とする(第50条)。 ▶政府調達が入札を実施する場合、調達者は入札書類を提出する最終日を設定する。その期間は通常、入札書類の発送日から40日以上、特殊な場合は、10日以上とする(第51条)。

【図表 1】全体方案の主な内容(続き)

項目	分野	主な内容
り ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	調達管理	 ▶調達者は政府調達予算を編成する際、以下の要素を十分に考慮しなければならない。◇各種費用、手数料、利息など、◇選択権を行使した購入の調達価額、◇同じ購入品目のすべての契約(第52条)。 ▶法令規則に基づき政府調達情報を公開する。サプライヤーに対する入札書類の無料提供、中国語と英語での調達公告の公表を奨励する(第53条)。 ▶調達者は関係サプライヤーが政府調達活動に参加する前の3年間以内に、調達者もしくは調達者と管理関係のある機関との契約を履行する際、重大な写証拠がある場合、サプライヤーによる調達活動への参加を拒否することが可能であるが、調達書類にそれを明記しなければならない(第54条)。 ▶ 調達者は政府調達計画を作成する際、環境保護及び情報保護に関する技術要求を設けることが可能である。購入品に国際標準が存在する場合、調達者は実情に応じ国際標準を採用することが可能である(第55条)。 ▶ 未落札者、落札者の要請に応じ、調達者は未落札、落札の理由もしくは落札者の優位性を説明しなければならない。説明内容は営業秘密に触れてはならない(第56条)。 ▶ 調達書類は調達終了日から15年間以上保存しなければならない(第57条)。 ▶ 電子化政府調達グラットフォームにおけるデジタル技術の応用レベルを向上させ、調達プロセスの透明化、規範化と知能化を促し、電子証明書の応用を推進する(第58条)。 ▶ 中小企業が政府調達に参加しやすくし、電子化方式による政府調達の実施を奨励する。調達規模、設計、構造により、中小企業の下請けが可能である(第59条)。
	調達監督管理	 ▶ 調達者から独立した審査主管機関を指定し、サプライヤーが政府調達活動に対し申し立てた苦情について審査を行う。調達者とサプライヤーが話し合いを通じて苦情を解決することを奨励する(第60条)。 ▶ サプライヤーは調達書類、調達プロセスと落札結果などにより自分の権益が損なわれたと思う場合、その権益が損害を受けたことを知った。或いは、知るべきであった日から10日以内に、書面方式で調達者に異議を申し立てることが可能である(第61条)。
⑥国内管 理制度の 改革推進	国有企業改革	 ▶上海自貿区で特定企業による製品・サービスの購入、販売を指定する場合、商慣習に基づき意思決定を行わなければならない(第63条)。 ▶上海自貿区で公共サービスを提供する企業に対し、科学的で合理的、安定的で信頼できる補償メカニズム⁴を確立する(第64条)。 ▶国有企業の情報公開制度の健全化を行い、国有企業傘下の上場企業のコーポレートガバナンス改善を推進する(第65条)。
	労働者 の権益 保護	 ▶上海自貿区内の企業が労働契約、労使協議制度を全面的に実行し、法令規則に基づき労働者の労働報酬、休憩・休暇、労働安全衛生、社会保険、職業技能訓練などの基本権益を保障し、労働者賃金の団体交渉と正常な賃上げメカニズムを確立し、労働者の保護を強化し、労働条件を改善することを支持する。労組による労働法への監督管理を強化し、労働者の健診実施の義務化に取り組む(第66条)。 ▶関連法令規則に基づき、国際労働機関(ILO)の工業及び商業における労働監督に関する条約などの要求を参照し、上海自貿区に労働保障監察員を配置し、スマート監察を実施し、労働保障監察に係る法執行を強化する。国際労働分野の人材育成と訓練の実施を奨励する(第67条)。 ▶地方性法令規則の整備を推進し、地方政府、関係部門と機関は貿易・投資を促進するために労働者の権益保護レベルを下げてはならない(第68条)。

⁴ 特許経営期間内に、政府の政策調整や公益による特許権の取り消しなど公共サービスを提供する企業(特許経営者)の予定利益に影響を与える場合、政府は規定に基づき相応の補償を行う。

【図表 1】全体方案の主な内容(続き)

項目	分野	主な内容
⑥国内管 理制度の 改革推進	環境保護	 ▶ 生物多様性保護政策を公表し、上海自貿区が生物多様性の保護と持続可能な利用を強化することを支持する(第70条)。 ▶ グリーン・低炭素化分野の国際協力、経験共有と能力整備の展開を支持する。全国的炭素排出権取引機関の設立を加速させる。 ▶ 臨港新エリアにおける企業が加工貿易もしくは保税物流の方式で低硫黄船舶燃料調合業務を展開することを認める。条件を満たす倉庫施設は輸出監督倉庫と保税倉庫の機能を同時に備えることが可能である。 ▶ 臨港新エリアにおける水素エネルギー関連中核技術の研究開発と標準整備を後押しする。法令規則に基づき水素の製造と充填を一体化したステーションを設置することを認め、干潟の小規模風力発電による水素製造を展開し、高圧水素貯蔵システムを完備する(第71条)。 ▶ 認証機関の設立を支持し、グリーン製品とエコ製品の認証を展開し、認証製品のトレーサビリティシステムを確立する(第72条)。 ▶ 漁具・漁法の規範化、漁獲時間の短縮、漁船数の削減、漁獲割当ての実施などの措置を通じ、違法、無報告、無規制の漁業行為を取り締まり、関連魚類を保護することを支持する(第73条)。 ▶ 環境に配慮した製品とサービスの輸出入を奨励し、グリーンファイナンス商品とサービスの品揃えを充実させ、グリーンボンド及びESG(環境・社会・ガバナンス)指数の普及を検討し、環境に配慮した製品とサービスをめぐる協力の展開を推進する(第74条)。
⑦リスク防止体制の整備	_	 ▶ リスク評価メカニズムの健全化を行う。全体方案の実施状況にフォローし、新たな問題を分析評価し、リスクの程度により、実施調整、見送りまたは中止などの措置をとる(第75条)。 ▶ 法令規則に基づき金融監督管理情報の共有、法執行と国境を跨いだリスク対策の実施協力を展開する。 ▶ 越境決済業務データの収集、モニタリングと運用を強化する。 ▶ 業務規制のサンドボックス制度などの活用により、リスクの効果的な遮断を確保する(第77条)。 ▶ 監督管理の相互承認と協力を強化する。国際的な慣例と規則を参考にし、状況により他国の規制当局の報告を受け入れる。 ▶ 国外のサイバーセキュリティ関係機関との協力メカニズムを確立し、サイバーセキュリティのグローバル協力方案の形成を推進する(第78条)。 ▶ 安全審査メカニズムを強化する。外資参入のネガティブリストを着実に実行し、外商投資安全審査などのメカニズムを生かす。ネットワーク安全審査を全面的に強化し、重要情報インフラ施設の保護責任を明確にする(第79条)。

(全体方案に基づき、中国アドバイザリー部作成)

■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

産業政策

カーボンフットプリント管理システムの構築加速に関する国家発展改革委等の意見

(原文: 国家发展改革委等部门关于加快建立产品碳足迹管理体系的意见)

発改環資 [2023] 1529 号

国家発展改革委員会など 2023 年 11 月 24 日公表

【主要内容】

- ▶ 国家発展改革委員会は工業情報化部、市場監管総局、住宅城郷建設部、交通運輸部と連名で、カーボンフットプリント(CFP)管理システムの構築加速に向けた意見を公表した。同意見は、25年と30年までの目標を示した上、具体的な取り組み内容なども明記した。
- > 25年までには、国家レベルの重点製品カーボンフットプリント計算規則と標準約50件を公表し、複数の重点業界のカーボンフットプリントデータベースを初歩的に構築し、国家製品カーボンフットプリント認証制度を基本的に確立することを目指す。この他、生産や消費、貿易、金融分野におけるカーボンフットプリント計算とマークの応用シーンを大幅に拡大し、若干の重点製品カーボンフットプリント計算規則と標準、マークが国際的な相互承認を実現することも目標に掲げた。
- 30年までには、国家レベルの重点製品カーボンフットプリント計算規則と標準約200件を公表し、対象が広く、データ品質が高く、国際的な影響力が大きい複数の重点業界のカーボンフットプリントデータベースを基本的に構築し、国家製品カーボンフットプリント認証制度を全面的に確立し、主要製品カーボンフットプリント計算規則と標準、マークが国際的に広く承認されることを目指すとしている。
- また、同意見はカーボンフットプリント計算規則と標準、マーク認証制度、データベースの構築、応用シーンの拡充、国際的な相互承認の推進に関し、今後の具体的な取り組みを示した。企業が市場原理に基づき、自ら製品カーボンフットプリントのマーク認証を実施することを奨励し、製品もしくは包装、広告などにマークを表記、使用するよう促す。
- 電子製品や家電、自動車などを中心に、消費財分野におけるカーボンフットプリントマークの普及・応用を段階的に推進し、消費者がカーボンフットプリントの低い製品を購入、使用することを奨励する。銀行などの金融機関がカーボンフットプリント計算結果をグリーンファイナンス商品に係る評価指標とすることを支持する。
- ▶ カーボンフットプリントのデータベース構築における5G、ビッグデータ、ブロックチェーンなどの技術の活用を奨励し、工業インターネットの役割も生かし、データのモニタリング、収集、保存、計算、検証の信頼性と即時性を向上させる。
- ▶ 認証機関のブラックリスト制度の確立を模索し、認証マークの誤付与とマークの偽造・無断使用などの不正行為を厳しく取り締まる。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202311/t20231124 1362231.html

第1陣の炭素排出ピークアウト試行地域リストの公表に関する国家発展改革委員会弁公庁の通知

(原文: 国家发展改革委办公厅关于印发首批碳达峰试点名单的通知)

発改弁環資 [2023] 942 号

国家発展改革委員会 2023 年 12 月 6 日公表

【主要内容】

- ➤ 国家発展改革委員会弁公庁は第1陣の低炭素社会の構築に向けた試行地域リストを公表した。国家発展改革委員会は23年11月6日、低炭素化社会の構築方案となる『国家炭素排出ピークアウト試行建設方案』を公表し、河北省、山東省、内モンゴル自治区、湖北省、江蘇省、広東省など15省・自治区にある都市、産業園区計35カ所を第1陣の試行地域に指定するとした。
- ▶ 今回のリストはその35カ所を明記した。その例については、張家口市、唐山市及び承徳市(河北

- 省)、大連市及び瀋陽市(遼寧省)、塩城市、蘇州工業園区及び南京江寧経済技術開発区(江蘇省)、杭州市及び湖州市(浙江省)、亳州市及び合肥ハイテク産業開発区(安徽省)、青島市、煙台市及び徳州経済技術開発区(山東省)、襄陽市及び十堰市(湖北省)、広州市、深セン市及び肇慶ハイテク産業開発区(広東省)などが挙げられる。
- ▶ 同通知は、各地の発展改革委に対し、今後の取り組み内容や重点事業などを記載する実施方案を審査 した上で、24年1月31日までに国家発展改革委に報告するよう求めた。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202312/t20231206 1362471.html

(各公開資料に基づき、中国アドバイザリー部作成)

【照会先】

中国アドバイザリー部 担当者:張

Tel : 021-3855-8888 (Ext: 1185)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright @ 2023 Mizuho Bank (China), Ltd.

- 1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではございません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではございません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
- 2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開 情報等は一切含まれておりません。
- 3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではございません。また、 引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明す るものではございません。
- 4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。